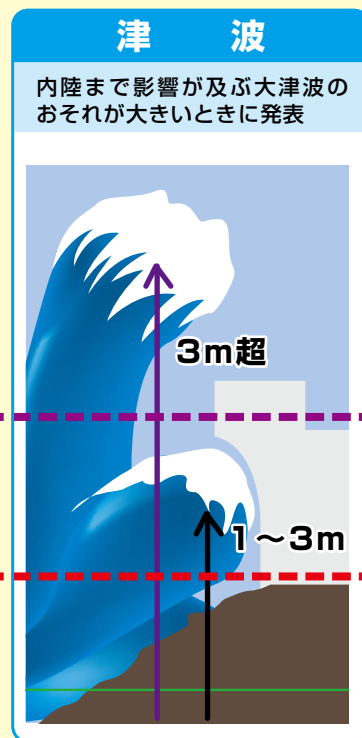
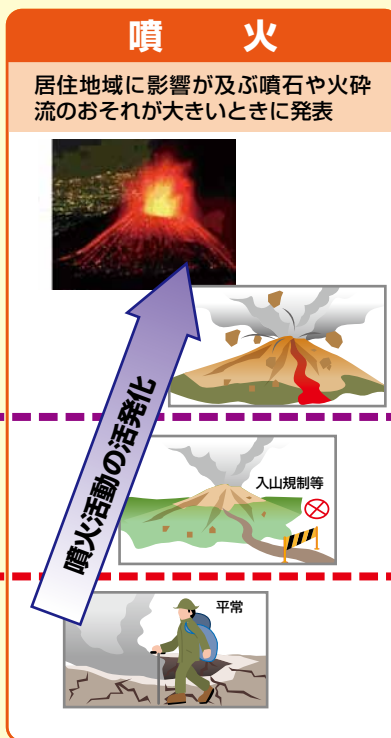
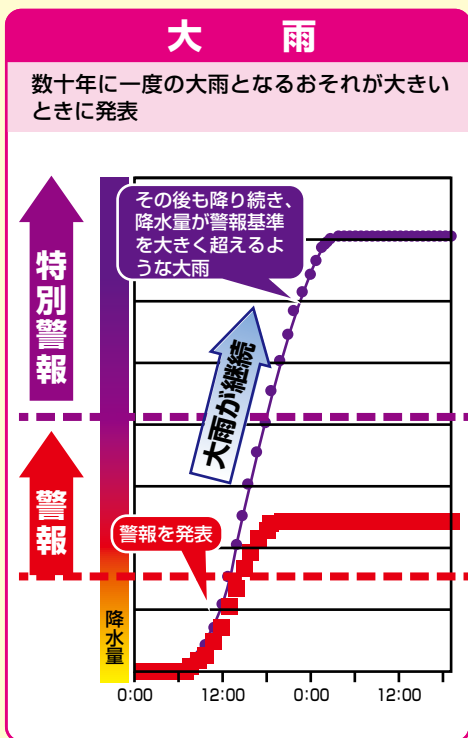


# 家庭防災の基本

特別警報の運用が始まりました。(平成25年8月30日)

## 特別警報とは…

大雨、地震、津波、高潮などにより重大なおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていますが、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表するものです。



## 特別警報の発表基準について

### 気象等に関する発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の暴風が吹くと予想される場合
高潮	台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雷を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

### 津波・火山・地震(地震動)に関する発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合(噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合(緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

## 特別警報が発表されたら

経験したことのないような異常な現象が起きそうな状況です。ただちに安全な場所に避難するなど、**身を守るための最善の行動**を取ってください。

